

「一般債振替決済口座管理約款」新旧対照表

平成 20 年 11 月 30 日

(下線部分改正)

改 正	現 行
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第 1 条 この約款は、<u>社債、株式等の振替</u>に関する法律（以下「<u>振替法</u>」といいます。<u>平成 21 年 6 月 8 日までの範囲内において政令で定める日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」が施行されます。以下同じ。</u>）に基づく振替制度において取扱う一般債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p> <p>(振替決済口座)</p> <p>第 2 条 振替決済口座は、<u>振替法</u>に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>(振替決済口座の開設)</p> <p>第 3 条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「保護預り口座設定申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、<u>振替法</u>その他の関係法令及び機</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第 1 条 この約款は、<u>社債、等</u>の振替に関する法律（以下「<u>社振法</u>」といいます。）に基づく振替制度において取扱う一般債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p> <p>(振替決済口座)</p> <p>第 2 条 振替決済口座は、<u>社振法</u>に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(振替決済口座の開設)</p> <p>第 3 条 (同 左)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、<u>社振法</u>その他の関係法令及び機</p>

改正	現行
<p>構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。</p>	<p>構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。</p>
<p>(契約期間等)</p>	<p>(契約期間等)</p>
<p>第4条 (現行どおり)</p>	<p>第4条 (省 略)</p>
<p>(当社への届出事項)</p>	<p>(当社への届出事項)</p>
<p>第5条 「保護預り口座設定申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、<u>法人の場合における代表者の役職氏名等</u>をもって、<u>お届けの氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑</u>等とします。</p>	<p>第5条 「保護預り口座設定申込書」に押捺された<u>印影及び記載された住所、氏名等</u>をもって、<u>お届け出印、住所、名称</u>等とします。</p>
<p>(振替の申請)</p>	<p>(振替の申請)</p>
<p>第6条 (現行どおり)</p>	<p>第6条 (省 略)</p>
<p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その<u>4営業日前</u>までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。</p>	<p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その<u>3営業日前</u>までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。</p>
<p>1. <u>当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄及び金額</u></p>	<p>1. 減額及び増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄及び金額</p>
<p>2. ～5. (現行どおり)</p>	<p>2. ～5. (省 略)</p>
<p>3～5 (現行どおり)</p>	<p>3～5 (省 略)</p>
<p>(他の口座管理機関への振替)</p>	<p>(他の口座管理機関への振替)</p>
<p>第7条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で一般債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。<u>担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等</u>）をご連絡</p>	<p>第7条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で一般債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく</p>

改正	現行
<p>ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(担保の設定) 第8条 お客様の一般債について、<u>担保</u>を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。</p> <p>(抹消申請の委任) 第9条 振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当社に対し<u>振替法</u>に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>(元利金の代理受領等) 第10条 (現行どおり)</p> <p>(お客様への連絡事項) 第11条 (現行どおり) 2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の<u>コンプライアンス部お客様相談室</u>に直接ご連絡ください。</p> <p>3～5 (現行どおり)</p>	<p>手続きが行われないことがあります。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(質権の設定) 第8条 お客様の一般債について、<u>質権</u>を設定される場合は、<u>当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。</u></p> <p>(抹消申請の委任) 第9条 振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当社に対し<u>社振法</u>に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>(元利金の代理受領等) 第10条 (省略)</p> <p>(お客様への連絡事項) 第11条 (省略) 2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の<u>コンプライアンス部</u>に直接ご連絡ください。</p> <p>3～5 (省略)</p>

改正	現行
<p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第12条 印章を失ったとき、又は印章、<u>氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、印鑑証明書、住民票、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 第1項による変更後は、<u>変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出印、氏名又は名称、住所等とします。</u></p>	<p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第12条 印章を失ったとき、又は印章、<u>氏名もしくは名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、印鑑証明書、住民票、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第1項による変更後は、<u>変更後の印影・住所・名称等をもって届出印・住所・名称等とします。</u></p>
<p>(口座管理料)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p>	<p>(口座管理料)</p> <p>第13条 (省 略)</p>
<p>(当社の連帯保証義務)</p> <p>第14条 機構が、<u>振替法等</u>に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限りです。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>1. 一般債の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、<u>振替法に定める超過記載又は記録に係る義務</u>を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分(一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金及び利金の支払いをする義務</p> <p>2. その他、機構において、<u>振替法に定める超過記載又は記録に係る義務</u>を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p>	<p>(当社の連帯保証義務)</p> <p>第14条 機構が、<u>社振法等</u>に基づき、お客様(社振法第11条第2項に定める加入者に限りです。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>1. 一般債の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、<u>社振法に定める消却義務</u>を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分(一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金及び利金の支払いをする義務</p> <p>2. その他、機構において、<u>社振法に定める消却義務</u>を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p>
<p>(解約等)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社か</p>	<p>(解約等)</p> <p>第15条 (同 左)</p>

改正	現行
<p>ら解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>1.～4. (現行どおり)</p> <p>5. お客様が第21条に定めるこの約款の変更に同意しないとき</p> <p>6. <u>お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき</u></p> <p>7. <u>お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき</u></p> <p>8. (現行どおり)</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>(解約時の取扱い)</p> <p><u>第16条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている一般債及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</u></p> <p>(緊急措置)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第18条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 依頼書、諸届その他の書類に使用された</p>	<p>1.～4. (省 略)</p> <p>5. お客様が第20条に定めるこの約款の変更に同意しないとき</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>6. (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(緊急措置)</p> <p>第16条 (省 略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第17条 (同 左)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 依頼書、諸届その他の書類に使用された<u>印影(又は署名)を届出印(又は署名)と</u></p>

改正	現行
<p>印影を<u>届出印</u>と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>3. 依頼書に使用された印影が<u>届出印</u>と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>4. ～5. (現行どおり)</p> <p>6. <u>前条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</u></p>	<p>相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>3. 依頼書に使用された<u>印影(又は署名)</u>が<u>届出印(又は署名鑑)</u>と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>4. ～5. (省略)</p> <p>6. <u>(新設)</u></p>
<p>(機構非関与銘柄の振替の申請)</p> <p><u>第19条</u> (現行どおり)</p>	<p>(機構非関与銘柄の振替の申請)</p> <p><u>第18条</u> (省略)</p>
<p>(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)</p> <p><u>第20条</u> <u>振替法</u>の施行に伴い、お客様が有する特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債(以下「特例社債等」といいます。)について、<u>振替法</u>に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例社債等の証券(当該特例社債等が社債等登録法第3条第1項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書)のご提出を受けた場合には、<u>振替法</u>等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>1. <u>振替法</u>附則第14条(同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含む。)において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請</p> <p>2. その他<u>振替法</u>に基づく振替制度へ移行す</p>	<p>(社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)</p> <p><u>第19条</u> <u>社振法</u>の施行に伴い、お客様が有する特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債(以下「特例社債等」といいます。)について、<u>社振法</u>に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例社債等の証券(当該特例社債等が社債等登録法第3条第1項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書)のご提出を受けた場合には、<u>社振法</u>等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>1. <u>社振法</u>附則第14条(同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含む。)において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請</p> <p>2. その他<u>社振法</u>に基づく振替制度へ移行す</p>

改 正	現 行
<p>るため必要となる手続き等</p> <p>3.～4. (現行どおり)</p> <p>5. <u>振替法</u>に基づく振替制度に移行した特例社債等については、<u>振替法</u>その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること</p> <p>(約款の変更)</p> <p><u>第21条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>るため必要となる手続き等</p> <p>3.～4. (省 略)</p> <p>5. <u>社振法</u>に基づく振替制度に移行した特例社債等については、<u>社振法</u>その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること</p> <p>(約款の変更)</p> <p><u>第20条</u> (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>